

No.	報告提出日	監査等の名称	区分	部署名	指摘事項の名称	公表した指摘事項	判断	指摘事項に基づく措置の状況
3	R6.12.12	定期監査 及び行政 監査	指摘	健康医療部地域保健課、同健康増進課	(3) 前回の注意 事項で改善の努 力を怠っている もの	本件は、令和5年度の定期監査において注意した不適切な処理が改善されていなかったため、確実な対応をさらに強く求める事案である。 ア 決裁権者の決裁よりも前に契約していたものについて 本件は、健康医療部健康増進課において、令和5年度に実施した定期監査で注意事項としたにもかかわらず、本監査でも決裁権者の決裁よりも前に契約していた事案を確認したものである。市が行う契約事務は契約事務執行システムで管理しているが、契約事務執行システムに電子決裁の機能がないことから、契約事務執行システムに電子決裁の機能を追加するまでの措置として、施行向や見積り合わせ結果報告等の作成は契約事務執行システムを使用し、決裁は公文書管理システムを使用して電子決裁を行うこととなっている。また契約事務については、柏市財務規則別表第2（第3条）において、契約の種別ごとに金額に応じて決裁権者が定められている。しかしながら健康増進課では、令和6年度予防接種等業務委託の見積り合わせ結果報告の決裁日が4月3日のところ4月1日に契約を締結しており、また令和6年度柏市保健事業等委託の見積り合わせ結果報告の決裁日が5月14日のところ4月30日に契約を締結していた。担当部署においては、予防接種等業務に関する国からの正式通知が3月29日であったことにより契約事務に遅れが生じたことや、契約事務執行システムでの見積り合わせ結果報告の作成後に公文書管理システムでの決裁を失念していたことが原因としているが、令和5年度の定期監査でも同様の事案を注意事項としており、改善の努力を怠っていると言わざるを得ない。 イ 公印使用検印が漏れていたものについて 本件は、健康医療部地域保健課において、令和5年度に実施した定期監査で注意事項としたにもかかわらず、本監査でも公印を使用する際に公印使用検印を押印していなかった事案を確認したものである。柏市公印規程では、公印に関する事務処理について、「公印を使用するときは、公印を使用しようとする文書及び決裁文書を管理者に提出し、決裁文書に管理者の検印を受けた後、公印使用簿に記載しなければならない」と定めている。しかしながら、地域保健課では委託契約に係る協定書に公印の押印があるものの、見積り合わせ結果報告の起案に公印使用検印がなかった。令和5年度の定期監査でも同様の事案を注意事項としており、改善の努力を怠っていると言わざるを得ない。 これらの誤りは、本来輕易な又は定型的な誤りで、速やかに改善が可能なものとして、指摘事項に当たるものではないが、前回の注意事項であるにもかかわらず、同じ部署で同様の誤りが発生しているという点から、改善の努力を怠っていたものとして、本監査において指摘事項としたものである。このことは非常に遺憾であり、関係部署においては監査結果を重く受け止め、確認体制の徹底等、再発防止策を速やかに講じることを強く要請する。所属長にあっては、指摘事項等及び対応内容の次年度への申し送りを確実に行うとともに、部署内での問題意識の共有を徹底されたい。事務誤りは、市民の市政に対する信頼失墜にもつながるため、全部署においても監査結果を踏まえ、基本的な事務の適正化を図られたい。	措置を講じた	(健康医療部健康増進課) 1) 毎月、担当リーダー以上で実施する契約事務に係る実例を交えた注意点や前年度の契約状況、スケジュール感などを共有している。 2) 事務ミス防止研修の受講内容について報告会を実施し、課内共有することで事務ミス防止意識の向上を図った。 3) 契約課より提供のあった令和6年度契約事務適正化研修の音声解説つき資料について期限を設定し、課員全員に視聴を義務付け、事務能力の底上げを図った。 4) 今後の取り組みとして、LINKに導入された電子書庫を活用し、各種手引き・手順書を確認しやすい形で共有することで、課内全体に事務手順確認の習慣化を徹底する。 (健康医療部地域保健課) 見積もり合わせ結果報告の電子決裁時や契約締結時には、各事業ごとの担当リーダーから担当職員への確認・声かけを行うこととしている。加えて、起案文書に公印使用検印を押印後に、徹底して担当リーダーの確認を受ける運用とすることで再発防止強化策とし、適正に事務を行う。